



Title	陪審制と参審制 ー刑事訴訟におけるー
Author(s)	ヘルマン, ヨアヒム; HERRMANN, Joachim; 小暮, 得雄//共訳 他
Citation	北大法学論集, 28(3), 37-51
Issue Date	1977-12-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16244
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(3)_p37-51.pdf



陪 審 制 と 参 審 制

— 刑事訴訟における —

ヨアヒム・ヘルマン

小 暮 得 雄

丸 山 治 共 訳

目 次

I 緒 言

II アメリカの陪審制

III イギリスの陪審制

IV ドイツの参審制

I 緒 言

日本の刑事裁判では、現在、素人裁判官の参与という方式は認められていません。罪責問題および量刑問題は、公

判手続を通じて、もっぱら職業裁判官によって決せられます。しかしこの状態は、常にそうであったわけではなく、一九二三年には、ヨーロッパ大陸のそれを雛型とする陪審制が日本にも導入されました。ところが、この制度は不評で、被告人の九九%以上が陪審手続を放棄するという結果に終わったのです。それは明らかに彼らがより大きな信頼を職業裁判官に寄せていたこと、さらに、陪審手続を履むことによって第二の事実審の機会が失われるのを望まなかったこと、によるものでしょう。一九四三年、日本の陪審制は戦争の勃発によって停止され、現在までふたたび採用されていません。第二次世界大戦後、日本の刑事訴訟を根本的に変革した自由主義的な改正立法においても、陪審制は被告人の防護に不可欠な制度とは見做されなかつたのであります。

このような状況のもとで、日本の範域をこえ、他の諸国において素人裁判官の参与がどのような役割を演じているかを尋ねることは興味深いことと思われれます。今日、周知のように、素人裁判官の参与形式には二つの態様を類別できます。その一は、素人裁判官が職業裁判官の関与なしに、罪責問題について、ときには量刑問題について決定する陪審制であります。その濫觴はイギリスに求められ、コモンロー法圏に普及し、とくにアメリカ合衆国においてきわめて重要な役割を演じていることはご承知のとおりです。陪審制はヨーロッパ大陸法においても現在なお、オーストリア、ベルギー、ノルウェー、スイスの多くの州、に採用されています。その二は、素人裁判官と職業裁判官が共同で、罪責問題および量刑問題について、さらには一部訴訟法上の問題についても決定を下す、参審制であります。この制度は、今日、ヨーロッパ大陸に普及していますが、とりわけ、ドイツ、フランス、ならびに東側諸国に類例が多い。また若干のアフリカ諸国においても、専門知識を有する素人、たとえば医者とか地方慣習法についての有識者が、職業裁判官と共同で決定するような、参審制あるいはその一種が見られます。

以下、まず第一にアメリカの陪審制をとりあげることしましょう。いまや世界のあらゆる陪審訴訟の九〇%以上

がアメリカ陪審の前で行なわれている、という意味において、アメリカ合衆国は、素人参与の面でもっとも重要な国にはかなりません。つづいて、イギリス陪審訴訟の特殊性が論じられることになりましょう。そして最後に、第二の制度に属する重要な一例として、ドイツ参審制を紹介したいと思います。⁽¹⁾

II アメリカの陪審制

1 一二人の陪審員の前で裁判を受ける被告人の権利は、アメリカ合衆国ではきわめて重要なものと見做され、憲法上の保障を受けています。しかし被告人は、他面、陪審手続を放棄し単独裁判官の判決を求めすることもできます。実際のところ、今日では、陪審参与のもとで行われる公判は約六〇%程度にすぎません。

2 アメリカ合衆国においては、陪審員の無偏見性という視点をきわめて大きな比重がおかれており、そのことから、アメリカの陪審手続において現に大きな役割を演じている二つの帰結が導かれます。その一つは、しばしば陪審員席の構成に、多くの時間、ときには何週間あるいは何ヶ月もかかるほどの、甚だ回りくどい手続を要することです。これは、検察官および弁護人が、個々の陪審員候補者すべてについて、当該事件に關しすでに何か聞きおよんでいないか、被告人の皮膚の色に偏見を抱いてはいないか、あるいは他の理由から偏見をもって判断を下す状態にないかどうかを、念入りに吟味することに由来しております。

他の一つは、手続きが一旦開始されるや、アメリカの陪審員は、しばしば、あらゆる外的な影響から嚴重に遮蔽されることあります。彼らはホテルの特別棟に收容され、友人や親戚とも接触を断たれ、また、事件に關して、新聞を読んだりテレビを見たりすることも許されない。というのも、判決の評議に際しては、証拠調べの結果にのみ従うべきだからであります。これが何を意味するかといえば、陪審員は、大きな訴訟であればあるほど、それだけ長い期

間、家族からきり離され、かつは夜間でさえ自分達の仕事にいそむことができない、ことを意味しているのです。したがって、一般に陪審員の任務はあまり好評ではありませんが、その辺の消息には、他面、陪審員職のために支払われる補償が決して十分でない、という事情も考慮すべきでしょう。

3 アメリカの裁判官は、陪審員に比べて、相対的に弱い立場にあります。何よりもまず、彼は、自分が被告人を有罪と評価するか、あるいは一定の証拠方法が被告人の罪責を証明するにたりるとおもうか、を陪審員に示唆してはなりません。それゆえ、アメリカの裁判官は、イギリスの裁判官とは対照的に、証拠調べには滅多に干渉しない。彼は、たとえアメリカの訴訟法によってそれ自体許されるばあいでも、また、むしろそうすることが真実発見に役立つときでも、証人をほとんど尋問しないばかりか、証拠方法を公判に提出することすら皆無に近いのです。アメリカの裁判官はさらに、証拠調べ終了後における陪審員への説示に際し、一般に法律問題を論ずることだけが許されており、証拠調べの結果を要約することさえ、裁判官に許されている例は、若干の州にかぎられ、さらに一步を進めて、証拠調べの結果をどのように評価すべきかにつき陪審員に説示することができるのはごく僅かな州にすぎません。

4 陪審員は、被告人に△有罪▽もしくは△無罪▽を宣告するという形で、いわば一体として罪責問題を決めます。通例、評決は全員一致をたてまえていますが、若干の州では、一〇対二あるいは九対三の多数決も許されています。

5 近時、アメリカにおいて、陪審制はしばしば厳しい批判に遭遇しています。素人は一般に、公判に現われる困難な法律問題や事実問題を正しく評価できる立場にはないことが、とくに強調されてきました。行政や経済の領域でも、今日、専門訓練を経ない素人に重要な問題の最終決定を委ねることはありえない、というわけです。

このような批判に直面するとき、シカゴ大学のカルヴァンおよびツァイゼルによって行われた、アメリカ陪審に関する著名な研究を一瞥することは興味深いものがあります。この研究は、綿密な実証的調査を通じて、陪審員が公判の過程で証拠調べを的確にフォローし、証拠結果の判定を誤らない資質をそなえている、旨の結論に達しています。裁判官と陪審員は、一見尤もらしい根拠から推定されるより、はるかに多く、罪責問題の判断において一致するのです。カルヴァンとツァイゼルは、このことをとくに次のような表によって実証しました。次表はおよそ三五〇〇件の陪審訴訟を素材として、裁判官が、陪審の実際の評決とはかかわりなく、自分ならばその事件をどのように判定したか、について答えたアンケートを集計したものです。

	有罪	無罪	不一致
陪審	六四%	三〇%	六%
裁判官	八三%	一七%	
調査の結果			

陪審は無罪を評決したが、裁判官なら有罪としたであろう事例は、全体の一七%。
陪審は有罪を評決したが、裁判官なら無罪としたであろう事例は、全体の二%。

さらに詳しい統計は、陪審が裁判官と同様、証拠結果に導かれることを示しております。裁判官の見解によれば証拠結果が明らかに被告人の無罪を指しているときには、陪審もほとんど常に無罪を評決しています。また、証拠結果が明らかに被告人の有罪を語っているときにも、同様の一致が窺えます。ただ、かならずしも一義的でない事例のばあいにも、裁判官と陪審の見解はやや大きく背馳することになります。

陪審が無罪を評決した事例は――

明瞭な証拠結果を伴い、裁判官も同じく無罪としたであろう事例の九五%。

不明瞭な証拠結果を伴い、裁判官も同じく無罪としたであろう事例の七四%。

不明瞭な証拠結果を伴い、裁判官なら有罪としたであろう事例の四六%。

明瞭な証拠結果を伴い、裁判官なら有罪としたであろう事例の一〇%。

もしアメリカの裁判官に、陪審員への説示に際して証拠調べの結果を要約し評価する権限があたえられれば、明瞭な証拠結果を伴った事例においては、陪審と裁判官との間の一致はほぼ完全なものとなるに違いありません。

シカゴ大学の研究は、さらに、陪審と裁判官の間で判断を異にする度合いは事件の種類によって一様でないことを明らかにしました。たとえば誘拐の事例では、両者の一致率は比較的高く、陪審が無罪判決をした事例の八%についてのみ、裁判官なら有罪を言い渡したであろうことが窺えます。一方、自動車の酒酔い運転に関する事例においては、陪審と裁判官の見解にかなりの隔たりがあり、陪審が無罪判決をした事例の二八%について裁判官なら有罪を言い渡し、逆に、陪審が有罪判決をした事例の三%について裁判官なら無罪を言い渡したであろうことが推認されました。

このような状況は、陪審が証拠結果とならんで、明らかに他の要因をも考慮していることを示すものでありましょう。上述の酒酔い運転の事例について見れば、裁判官との間の判断の隔たりは、このばあい、刑罰が不評をかっているといふ事実よりはむしろ、アメリカにおいては、この種の犯罪に対する有罪判決がしばしば一年間の運転免許自動停止を伴うという事情によるもので、実のところ陪審には、これが厳しすぎる制裁と受けとられているのであります。その他の事例においては、陪審による無罪判決は以下の諸要素にもとづいています。すなわち被害者自らが犯行の実現について何ほどか関与していたこと、犯行が無害あるいはごく零細な被害しか惹き起こさなかったこと、被告

人の行為は本来正当防衛と見做されてしかるべきにもかかわらず、アメリカ法では正当防衛という違法性阻却事由が極度に狭く解されていること、あるいは、一身的事情に照らせば被告人が情状酌量に値いすること、など。

シカゴ大学の研究が明らかにしたように、陪審がこれらの要因を考慮することは、アメリカの裁判官によってもあながち不当と目されているわけではありません。ただ、裁判官自身は法に拘束されていますから、かような要因を顧慮することが許されない、という事情があるわけです。他面、裁判官は、陪審にくらべて、無罪判決の比率が少ない一半の理由として、裁判官には知られているが陪審員には知られていない事情があることを強調しています。このような事情としてとくに被告人の前科をあげることができるところ。

6 アメリカの状況を概観するとき、陪審が元来、罪責問題の評定に適さないとときめこむのは正しくないことがお判りいただけたとおもいます。むしろ反対に、陪審員は、裁判官とは異なった立場から、個々の事例に即して刑法をより正義に近づける可能性をそなえているのです。このことは、刑法が部分的に老化し、教義や解釈論によっては十分に柔軟な運用ができないばあい、とりわけ重要な意味をもっています。のみならず、裁判官に代わる素人が有罪の評決を下すことによって、世論の共感が保たれ、刑事司法の負担がいちじるしく軽減される、という側面のあることも看過してはなりません。

III イギリスの陪審制

1 イギリスにおいては、被告人のほとんどが陪審員の関与を放棄するため、陪審事件はあらゆる刑事事件の2%以下にすぎません。しかし、とくに重大な事件、とりわけ殺人のばあいには、被告人が有罪の答弁を行い、公判が不要となるケースを除き、つねに陪審の評決を経なければならぬのです。

2 陪審員の無党派性という法理は、イギリスのばあい、アメリカにおけるほど強い問題関心に支えられた法理ではありません。二一歳から六〇歳までの者で、世帯主または土地所有者にかぎって、陪審員職につく能力を認められます。したがって、特定の住民層が陪審から締め出される。なかんずく婦人は、土地を持っていないか、あるいは母子家庭の主婦であるばあいを別とすれば、一般に除外されることになる。他方、知識階級の多くの職業集団は陪審員として活動できず、結局イギリスの陪審は、圧倒的に、中流階級の出身で中年、しかも中程度の教養を持つ男子から成り立つ、という現象を生じております。

陪審は公判の開始に先だつて構成されますが、検察側も弁護側も陪審員の無党派性すら減多に吟味しません。また陪審員は、アメリカのばあいと異なり、公判期間を通じて隔離させられることもありません。

3 イギリスの裁判官は陪審員と比べて相対的に強い立場にあります。彼は、公判の際、アメリカの裁判官とは対照的に、捜査記録の写しを持ち、そのおかげで証拠調べを綿密に追行することができます。たとえば、ある証人の公判における陳述が捜査過程での供述と相違するならば、イギリスの裁判官は、その矛盾を指摘することをためらわない。公判終結時における陪審員への説示に際しても、裁判官は法律問題を説明するばかりでなく、証拠結果を要約し、さらにはその評価をも行うのであります。

4 イギリスの陪審は、通例、評決に際して、アメリカの陪審にはあまりあたえられないような証拠方法、すなわち被告人の陳述を抛りどころとすることができません。イギリスの刑事手続では、アメリカの例よりもはるかに屢々、被告人が自らの事件の証人として陳述します。この点はイギリスとアメリカの証拠法の相違にもとづく、といえるでしょう。イギリスの被告人は、証人の地位につくと、彼の一身的關係、まれな例外としてとくに前科のことを尋問されません。もしイギリスの被告人が黙秘することを選ぶならば、裁判官は最終説示に際して、陪審員に、黙秘が状況し

だいで被告人の罪責の徴憑として評価されうることを指摘できるのです。それゆえ、イギリスの被告人は、公判において証言せざるを得ない立場に追いこまれます。

アメリカの被告人のばあいは、事情が違ふ。彼が公判において何らの陳述も行わないからといって、裁判官は陪審員への説示に際し、通常この点に言及してはなりません。しかし、彼が証人の地位に立つなら、交互尋問において遠慮なくその前歴、とくに前科のことを尋ねてよいのです。したがって、アメリカの被告人は、むしろ陳述しない方向に心理強制を受けることとなります。しかし、こうしてアメリカの陪審が、被告人の陳述を頼りにできないかぎり、結論への到達はイギリスの陪審に比し、より困難なものとなることを避けられまいでしょう。

5 イギリスの陪審も、アメリカの陪審と同様、もともと有罪評決を全員一致で下すたてまえを採っていました。が、このような評決方法は、無罪評決の数がしだいに増加し、遂には三九%にまで及んだために、六〇年代になって批判を招きました。無罪評決増加の原因は、評議が秘密とされるためほとんど解明されていない、とはいへ、以下のような諸事情が役割をはたしたことは容易に推測されるでしょう。すなわち、被告人に対する陪審員の同情。自動車の酒酔い運転を内容とする起訴のばあいに陪審が有罪評決を躊躇らうこと。そもそも有罪評決を下すことを頑なに拒否する陪審員の存在。そして最後に、被告人による陪審員の買収、であります。

頑固な、あるいは籠絡された陪審員の影響を排除し、無罪評決のこれ以上の増加を防止するために、一九六七年の刑事証拠法は、陪審が少なくとも二時間の評議を尽くしてなお結論に達しないばあいには、一種の多数決によることを認めました。陪審が一二名ないし一名のメンバーから成っているばあい、有罪評決を下すためには、少なくとも一〇名の陪審員が有罪に賛成しなければならぬ。また、一〇名の陪審員から成るときは、少なくとも九名が有罪評決に投票しなければなりません。

IV ドイツの参審制

1 前世紀の経過のなかで、陪審制が、多くのヨーロッパ諸国に導入されました。君主政と癒着した糾問裁判の在りかたは、フランス大革命（一七八九年）に由来する自由主義・民主主義の理念と相容れないものであったために、市民の有罪・無罪に関する決定を、彼らの同胞の手に委ねる、という方式をとったわけです。

しかし、フランスおよびドイツにおける陪審は、その雛型であるイギリスの陪審とはまったく異なっています。ここでは法がすぐれて理論的に構築され体系づけられていたことから、素人は罪責問題ないしこれと不可分の法律問題に関して判断する立場にはない、と考えられたのであります。それゆえ、陪審員には、一定の事実が存在したか否かを決定することしか許されませんでした。彼らには、個々の行為事情にかかわる設問を内容とする詳細なリストがあったえられ、陪審員は順次それに答えなければならなかったのです。たとえば陪審員は次のように問われました。被告人は犯行現場にいたか？彼は武器を携えていたか？はたしてその銃から発砲されたのだろうか？

イギリスおよびアメリカにおいては、陪審に対する信頼、すなわち陪審は罪責問題を正しく評定できるという信頼があるのに対し、ドイツでは——フランスにおいても同様であるが——陪審に対する不信が窺えます。他方、陪審員の側にも、その決定権の縮限をめぐって、裁判官に対する不信の念があったことは否めません。彼らは、詳細な質問表によって厳しくコントロールされているにもかかわらず、被告人の有罪・無罪に関する自己の見解を貫徹する方法を見いだしました。無罪判決に達することを望むばあいには、彼らは、たとえば、証拠調べの結果からは明らかに肯定されるにもかかわらず、有罪判決にとって重要な行為事実の一つを否定する、という方策をとったのであります。ドイツの陪審は、このような方法によって、しだいに多くの無罪判決を得るようになり、ついには、判決の四分の一

が無罪判決で占められるほどになりました。

こうして、裁判官の見解によれば誤った無罪判決の数が増えるにつれて、手続面でも時間と費用のかかる陪審制に対する批判が強まることになりました。批判者は、ドイツにおいて夙に軽微事件に関し採られていた参審制を、陪審制にとって代えるべく要求したのです。つまり、比較的軽い犯罪行為を対象とする訴訟においては、一名の裁判官と二名の参審員とで構成された通常の参審裁判所が判決し、中程度の重さの訴訟においては、三名の裁判官と二名の参審員から成る大刑事部が判決する、という方式です。

2 上述の批判を受けて、結局、ドイツにおける陪審制は、一九二四年、第一次世界大戦後の大経済恐慌期に、参審制にとって代わられることとなりました。なるほど陪審裁判所という名称は残されましたが、ここでは、三名の裁判官と六名の素人が同じ裁判官席につき、罪責問題および量刑問題に関して共同で判決する方式に変わったのです。ちなみに、陪審制の廃止は正規の法律によってなされたのではなく、議會を通さず、いわゆる緊急令によって行われたことを付言しておきましょう。(他のヨーロッパ諸国においても、民主的な立法手続きによらず、あいついで陪審制が廃止されています。ポルトガル—一九二七年、イタリア—一九三一年、スペイン—一九三六年、フランス—一九四一年、など。)

3 現在のところ、参審制が、ドイツにおいて、一般に満足のいく方向で機能していることは明らかです。それは確かに、市民の自由の防禦にとって格別重要な制度と目されているわけではありませんが、この制度を通じて、市民は刑事司法に対し、ある一定の影響を保つことができます。

ドイツでは、ほとんどのばあい、一般公務員・私企業の従業員、および小自営業者が、参審員に選任されます。労務者や上級公務員などが参審裁判所に構成員として加わるとは稀な例といえるでしょう。

参審員職は、当事者にとつては暇がかり、ときには経済上の損失を伴うこともあるために、最近では、かならずしも歓迎されていません。とくに、数週間あるいは数ヶ月間もつづくような経済事犯に対する訴訟その他の巨大訴訟においては、参審員職はそれに関与した市民にとつて大きな負担となつておることが歴然としております。かような次第で、一九七五年一月一日の第一次刑事訴訟改正法によつて、陪審裁判所における素人裁判官の数は、六名から二名に削減されたのです。陪審裁判所の名はなおも維持されましたが、実際には、それは大刑事部以外の何ものでもありません。

4 ドイツ参審裁判所の判決は全員一致で下される必要はなく、罪責問題の判定および刑の確定には、三分の二の多数をもつて足りることになっています。このことが何を意味しているかといえば、通常の参審裁判所においては、職業裁判官とともに比較的軽い犯罪行為について判決する、二名の素人裁判官が共同歩調をとり、とくに、有罪判決を妨げる立場に立ちうることを示しているのです。これに反し、比較的重い犯罪行為について判決する大刑事部および陪審裁判所においては、素人裁判官の影響は相対的に小さく、とりわけ無罪判決を妨げる立場にないことが留意されるべきでしょう。

一般に参審員が罪責問題の決定におよぼす影響は比較的小さいものです。すでに言及したアメリカ陪審の研究に倣つて、シカゴ大学で実施されたドイツ参審制および陪審制に関する研究によれば、参審員が罪責問題に関する決定に影響をおよぼしたのは、一二四五例のうち約一・四%にすぎないことが明らかにされています。被告人の無罪判決という結果をもたらしたのは全体の〇・七%。それほど重くない犯罪について有罪に投票された割合は〇・二%。もっぱら参審員の協力にもとづいて有罪とされた例は〇・五%。そして全訴訟の九三%以上について、参審員は、罪責問題の判断に関し、すでに審理のはじめの段階で、裁判官と完全に一致していたことが示されています。

一方、刑の量定に際しては、参審員は、ともかくも全体の六〇%以上について、被告人に言い渡された刑の重さに影響をおよぼした、という意味で、幾分大きな役割を演じました。また、全ケースの五〇%弱について、被告人は参審員の寄与によってより軽い刑を受け、約一・五%について、より重い刑を受けました。

参審員の影響がそれほど大きくないことの理由は明瞭です。ドイツ刑事訴訟においては、裁判官は職権主義に則つて公判を指揮する。彼は公判のはじめに被告人を尋問し、証拠決定を行い、証人を採用する。かたや公判前に事件を知ることのない参審員は、裁判官の解明にしたがつて、当該犯罪行為の像を、公判の過程で形づくるのです。換言すれば、彼らは裁判官の眼鏡を通して事件を見るのであり、したがって、——知らず知らずのうちに——裁判官によって強く影響されるとしても不思議はありません。判決合議の際も、裁判官はその職業経験にもとづいて決定的な役割を演じます。何しろ彼は素人裁判官に事件を説明し、証拠を評価し、彼らの質問に答えるのですから。

5 こうして、公判の枠内で参審員のおよぼす影響が事実上それほど大きくないことにかんがみれば、ごく最近の法改正によって、陪審裁判所における素人裁判官の数が六名から二名に削減された際、別段の異論が生じなかつたことも、あながち訝しむにはあたらないでしょう。他方、さればといつて、参審員が、ドイツ刑事司法の領域で何の意義も有していない、と見るのは早計です。彼らの参与は、まず第一に、刑事裁判所の判決が法律的にふかい素養のない素人によつても理解されるという事態に貢献するのであり、この観点は、ドイツ刑法の高度な理論化に思いを馳せるとき、決して低く評価されるべきではありません。さらに、参審員は、判決への寄与を通じて、刑事裁判の道義的外観に、より広い基礎づけをあたえています。最後に、素人裁判官は、評議の過程で、いわば国民見解を代表しつつ、職業裁判官と対決する、という役割をはたしてきました。

このような理由で、私は、ドイツのばあい、刑事司法への素人の参与を安易に放棄すべきではない、と考えるので

説す。

ご静聴を感謝いたします。⁽²⁾

論

(一) Bibliographische Hinweise

Amerikanische Jury

Kalven and Zeisel, *The American Jury*, 2. Aufl. Boston 1971.

Englische Jury

Report of the Departmental Committee on Jury Service, Cmnd. 2627, London 1965.

Devlin, *Trial by Jury*, 3. Aufl. London 1966.

Jackson, *The Machinery of Justice in England*, 6. Aufl. London 1972.

Geschworene und Schöffen in Deutschland

Mannheim, *Trial by Jury in Modern Continental Criminal Law*, *Law Quarterly Review* Bd. 53, S. 99 und 388 (1937).

Casper und Zeisel, *Lay Judges in the German Criminal Courts*, *The Journal of Legal Studies* Bd. 1, S. 135.

- (2) 〔訳者注〕本稿は、一九七五年八月二六日、北海道大学法学部において行われた表記講演の全訳である。講演者ヨアヒム・ヘルマン氏は一九三三年ベルリンに生れ、ハイデルベルク・フライブルク・バーゼル(スイス)・テューレイン(アメリカ)の各大学で法学および哲学を学んだのち、マクス・スーブランク外国国際法研究所助手・バージニア大学客員教授・ミュンヘン大学講師等を経て、一九七二年以降、現にアウグスブルク大学正教授。その多彩な経歴からも窺えるように、ドイツ刑事法のほか、とりわけ英米法への造詣がふかい。講演の内容は、講演形式に伴う制約にもかかわらず、問題の比較法的動向をトするうえに有益である。ただ、種々の事情で本講演を活字にする機会が大幅に遅れたことを、訳者の立場からお詫びしなければならない。ちなみに、ヘルマン教授から寄せられた同教授の業績リスト(一九七六年一月現在)をかかげておく。

1. Monographien

- 1) Die Anwendbarkeit des politischen Strafrechts auf Deutsche im Verhältnis zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik, 1960,……Doktorarbeit.
- 2) Some Problems of Mens Rea in American and German Criminal Law, New Orleans, 1960,……Master-Arbeit.
- 3) Die Reform der deutschen Hauptverhandlung nach dem Vorbild des englischen und amerikanischen Rechts, 1971,……Habilitationsschrift.
2. Aufsätze
Insgesamt ca. 20 Aufsätze, darunter
 - 1) Parteiprozeß und Kreuzverhör im anglo-amerikanischen Strafprozeß, ZStW 1968.
 - 2) Die Problematik der Monstreprozesse, ZStW 1973.
 - 3) Die Drogenkriminalität in Deutschland und ihre Bekämpfung, ZStW 1974.
 - 4) Die Wiederaufnahme im amerikanischen Strafverfahren, in : Jeseheck-Meyer, "Die Wiederaufnahme im deutschen und ausländischen Strafverfahren", 1974.
 - 5) The Rule of Compulsory Prosecution and the Discretionary Power of the German Prosecutor, University of Chicago Law Review, 1974.
 - 6) The Reform of the German Law of Sanctions, The American Journal of Comparative Law, 1976.
3. Buchbesprechungen
Insgesamt ca. 15 Buchbesprechungen, darunter
Besprechung von Shigemitsu Dando, "Japanese Criminal Procedure" 9. Aufl., englische Übersetzung, ZStW 1968.